

## 16 島根県立大学特別聴講学生規程

平成19年4月1日  
島根県立大学規程第46号

(目的)

**第1条** この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第44条に規定する特別聴講学生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

**第2条** 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

(履修科目)

**第3条** 履修を許可する科目は、第4条に定める在学期間内に開講する科目とする。ただし、授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。

(在学期間)

**第4条** 特別聴講学生の在学期間は、6ヶ月以上1年以内とする。ただし、特に事情があると認められる場合は、1年以内に限り延長を許可することができる。

(大学間の協議)

**第5条** 特別聴講学生として他大学等の学生を受け入れるに当たっては、あらかじめ当該大学等と協議を行なう。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、教授会の議を経て、学長が行なう。

- (1) 学生の身分の取り扱い
- (2) 履修科目及び単位数
- (3) 履修期間
- (4) 対象となる学生
- (5) 受け入れ手続
- (6) 単位の取り扱い
- (7) 授業料等の取り扱い
- (8) その他必要事項

3 協議を行なおうとする大学が、海外の大学等の場合は、前項の規定にかかわらず、必要な事項について、教授会の議を経て、学長が協議を行なう。

(入学志願)

**第6条** 特別聴講学生として入学を志願する者は、特別聴講学生入学願書（様式第1号）に入学検定料を添えて、所定の期間内に学長に提出しなければならない。

(選考)

**第7条** 特別聴講学生の選考は、前条の規定により提出された書類に基づいて、教務委員会の議を経て教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

**第8条** 前条の選考に合格した者は、所定の期間内に本学の指定する書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを行った者について入学を許可するものとする。

(単位の授与)

**第9条** 特別聴講学生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者については、所定の単位を与える。

3 前項の規定により授与された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付することができる。

(その他)

**第10条** この規程及びこの規程に基づき別に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。